

出席停止期間について

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。

1、インフルエンザ

出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされていますので、それを目安に学校を休んで回復に努めてください。

発症した日・解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。そのため最短でも5日は登校できないことになります。

発症 解熱	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱		解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱			解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱				解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱					解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

2、新型コロナウイルス感染症

出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。

発症した日・軽快した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。そのため最短でも5日は登校できないことになります。

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

無症状の感染の場合の出席停止期間は、検査をした日から5日を経過するまでが基準とされています。

発症 軽快	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に軽快	発症	軽快	軽快後 1日				登校可		
2日目に軽快	発症		軽快	軽快後 1日			登校可		
3日目に軽快	発症			軽快	軽快後 1日		登校可		
4日目に軽快	発症				軽快	軽快後 1日	登校可		
5日目に軽快	発症					軽快	軽快後 1日	登校可	
6日目に軽快	発症						軽快	軽快後 1日	登校可
無症状 の場合	検査日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可		